

## 景観重点区域の行為の制限

景観重点区域においては、3つの区域区分ごとの景観形成方針に従い、次のとおり、景観形成基準を定めます。ただし、景観アドバイザーや景観審議会への意見聴取を経た上で、良好な景観形成に与える影響が小さいと認められるものについては景観形成基準を適用しないことができるものとします。

### 建築物

対象		景観形成基準		
		景観重点区域	景観重点区域	景観重点区域
形態意匠の制限	屋根	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観との調和を図り、景観の連続性及び一体感を保つため、切妻、入母屋、寄棟等の勾配屋根(3/10～6/10の勾配)とする。</li> <li>屋根素材は、瓦葺などの伝統素材を使用することを推奨し、他の素材を使用する場合は色彩基準(1)に基づくものとする。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周囲の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。</li> </ul>	
	外観	素材・形状	<ul style="list-style-type: none"> <li>壁面線については、周囲の建築物と調和させる。</li> <li>公共空間に面する外壁は、板張、漆喰、土壁等の自然素材や伝統素材を推奨し、他の素材を用いる場合は、色彩が伝統素材に近いもの、または質感が自然素材に近いものを使用する。</li> </ul>	
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史的風土や周辺の景観と調和した色彩とし、基調色は色彩基準に基づくものとする。</li> <li>従属色は外壁各面の面積の1/5以内、アクセント色は外壁各面の面積の1/20以内とし、色彩基準に基づくものとする。</li> <li>ただし、着色していない木材・レンガ・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられている部分は、この限りではない。</li> </ul>	
	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>視点場(2)からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>山なみの稜線や松原のスカイラインを阻害しないように、地形に配慮した位置・配置とする。</li> </ul>		
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない場所に配置し、やむを得ず設置する場合は公共空間から見えないように隠すか、色彩基準に基づき修景する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空調室外機等の屋外に設ける建築設備は、公共空間から目立たない位置への配置に配慮する。</li> </ul>	
	高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、10m以下とする。</li> <li>視点場からの眺望を阻害しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高さは、13m以下とする。</li> <li>視点場からの眺望を阻害しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>周囲の集落景観や田園景観と調和し、突出しない高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> <li>視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> </ul>

工作物				
対象		景観形成基準		
		景観重点区域	景観重点区域	景観重点区域
塔状工作物	形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 電柱・鉄塔は、形状をポールとする。</li> <li>● 外装に使用する素材は、石材・木材・コンクリート・金属とし、コンクリートや金属素材を使用した場合は、色彩基準に基づくものとする。</li> </ul>		
		【位置・配置】 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> </ul>		
		【その他】 屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。 また、必要最小限度の光量とし、不快感を与えるようなネオン、華美な点滅などを施すことは避ける。		
高さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、10m以下とする。</li> <li>● [塔状工作物のみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、2m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、13m以下とする。</li> <li>● [塔状工作物のみ] 眺望及び景観を損なうおそれがある場合は、4m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>● やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> </ul>		
壁状工作物	形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 擁壁は、自然石積又は緑化などにより周辺の景観と調和したものとする。</li> <li>● 柵・塀は、歴史的風土や周辺の景観と調和した質感のものとし、金属素材を使用した場合は、色彩基準に基づくものとする。</li> <li>● 公共空間から視認できない部分については、この限りではない。</li> </ul>		
	高さの最高限度	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 機能を保つ上で必要最小限の高さとする。</li> </ul>		
横断工作物	形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> <li>● 水門・堰に塗布する場合の色彩は、色彩基準に基づくものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul>	
その他工作物	形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 歴史的風土や周辺の景観と調和した形態意匠とする。</li> </ul>		
		【位置・配置】 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望を阻害しない位置・配置とする。</li> <li>● 視点場から見て地形に配慮した配置とする。</li> <li>● 公共空間から見えないように周囲に植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>● 立体駐車場及び立体駐輪場の形態は、2階又は1層2段建までとする。</li> </ul>		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、10m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高さは、13m以下とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場から見て、周囲の景観から突出しない高さとする。</li> </ul>
高さの最高限度		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視点場からの眺望の背景となる山なみの稜線や松原のスカイラインを超えないように配慮する。</li> <li>● やむを得ない場合は、目立たないように修景する。</li> </ul>		
自動販売機	形態意匠の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物に附属させ、建物と調和するような色彩を選定するなど修景を行う。</li> <li>● 複数並べて設置する場合、色彩は同じものを使用する。</li> <li>● 内蔵光源は明る過ぎないようにする。</li> <li>● やむを得ず、公共空間から見える場所に設置する場合は、色彩、設置位置、目隠しなどで配慮する。</li> </ul>		

開発行為等			
対象	景観形成基準		
	景観重点区域	景観重点区域	景観重点区域
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● のり面、擁壁はできる限り生じないように努める。 やむを得ない場合は、自然石積又は緑化などにより修景する。</li> </ul>		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする(用水貯水池の補修などは除く)。</li> <li>● 土地の形質、樹木の保存に努める。</li> <li>● 鉱物の採取又は土石・砂の採取はしない。</li> <li>● 路外駐車場( 3 )については、外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 形状を変更する土地の範囲は、必要最小限とする(用水貯水池の補修などは除く)。</li> <li>● 土地の形質、樹木の保存に努める。</li> <li>● 鉱物の採取又は土石・砂の採取はしない。 やむを得ず採取する場合は、植栽・植樹などを行い修景する。</li> <li>● 路外駐車場については、外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>	
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 極力伐採をしない。 ただし、森林保全や竹林の対策などで必要な範囲はこの限りではない。</li> </ul>		
屋外における物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 堆積物が視点場及び公共空間から見えないように外周に植栽・植樹などを行い修景する。</li> </ul>		
特定照明( 4 )	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の夜間景観を損なうおそれのある、過度の明るさや色彩の照明は避ける。</li> </ul>		